

ほろにかが

平成 29 年 7 月 14 日
全国卸売酒販組合中央会

「公正取引の定着に向けて」

名古屋支部長 盛田 宏

昨年5月27日に酒税法及び酒類業組合法の一部改正法が国会で成立し、本年3月末に国税庁より公正取引基準が出され、6月1日より施行となりました。組合としては酒類業界全体が適正利益を確保し、健全に発展するラストチャンスと把え、公正取引の定着に向けて一丸となって取組んで参りました。しかしながら、残念なことに足並みが揃ったとは言い難く、地域的に格差も見られました。業態によっては今般の改正への理解度に温度差があり、量販店は一部を除いて概ね基準に則したものとなりましたが、業務用ルートに関しては、取引先飲食店と其々の立場を理解する時間的余裕がなかったことも起因し、道半ばの状況です。今後も卸が取引の要となり、一致協力し一日も早く公正取引基準を定着させる事が重要です。行政からも法改正の啓蒙強化と的確な指導、そして公正取引の遵守に真面目に正直に取り組んだ者が、損失を被ることのないよう適正・適切な法の執行をお願いいたします。

また、今般の改正についてマスコミは、ビール類等酒類の「価格値上げ」の事しか取り上げておらず、この基準が本来、「酒類が酒税の課せられた財政上重要な物品であるとともに、到酔性及び習慣性を有する等、社会的に管理を要するものであるその特殊性に鑑み、酒類の公正な取引に必要な事項として定められたものである事」、そして延いては「消費者の利便に資することとなる事」を、マスコミを通じて一般消費者に理解してもらう事が必要であると思います。昨年5月末に閣議決定された「アルコール健康障害対策基本法」の基本計画の中にも「酒類業者が酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」との文言が入っています。組合としても、この酒類の特殊性について広報活動に努めることが重要だと考えます。

いずれにしても、今後は価格競争でなく、販売促進等の提案力、物流力及び商品調達力等の卸機能の向上に努めることがより重要となります。それが

できず、今般の法改正が以前のように所謂「腰砕け」になれば、折角、今回の法改正を機に健全な業界に向け発展すべきところ、また元の不毛な価格競争に終始する業界に戻ってしまう恐れもあります。そして、行政は更に規制を強化する方向に動く事も否定できません。

繰り返しになりますが、今度こそ健全な業界を目指し、公正取引の定着に向けて組合員及び業界一丸となって取り組む様、皆様のご協力をお願い申し上げます。